相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市中町一丁目一〇番、最後の住所東京都八王子市**椚**原町九七一番地養護老人ホーム楢の里　被相続人　亡　武藤　行男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

東京都立川市緑町七番地の二サンクタス立川Ｔ１南立川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下高井郡木島平村大字上木島三九九四番地、最後の住所長野県中野市大字西条六二番地二　被相続人　亡　塩島津多乃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

長野県須坂市大字幸高二二二番地二

相続財産管理人　弁護士　鏡味　聖善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県赤坂郡五城村大字伊田二二四七番の一地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内藤　初吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

岡山市北区御津伊田三〇七四番地

相続財産管理人　小出　隆司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市幸町三丁目一〇七番地、最後の住所徳島県徳島市幸町三丁目七八番地三　被相続人　亡　小倉　弘江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

事務所徳島県徳島市中洲町一丁目六四番地の一　相続財産管理人　立川　福夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市二本木二丁目九九番地、最後の住所福岡県田川郡福智町金田一二五七番地二の一　被相続人　亡　木村キクヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

福岡県田川市栄町一番二号司法書士法人みずき事務所

相続財産管理人　司法書士　山下　信二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市崎戸町江島三四番地、最後の住所長崎県長崎市八景町一九番八号　被相続人　亡　山下　初三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

長崎市興善町四番五号カクヨウＢＬＤ五階

相続財産管理人　弁護士　岩永　隆之

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年三月二十六日

一、墳墓等所在地　福岡県北九州市小倉南区**葛**原本町二丁目六番一八号

一、墳墓等の名称　カトリック福岡司教区カトリック北九州納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳六基

一、改葬を行おうとする者　福岡県北九州市小倉南区**葛**原本町二丁目六番一八号　宗教法人カトリック福岡司教区カトリック北九州納骨堂管理委員会　委員長　山元　眞

特定社債権者集会招集公告

特定社債権者各位

左記のとおり安土特定目的会社第一回Ｂ号特定社債（一般担保付及び適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。）を開催致しますので公告致します。

本集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第百十八条にて特定社債に準用する同法第八十六条第二項の規定に基づく提示のため、本特定社債に係る振替法第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」といいます。）を、平成二十四年四月九日までに後記五の送付先にご送付又はご提示願います。なお、本集会にご出席される場合は、当日、当該証明書（代理人ご出席の場合は更に委任状）及び本人確認書類の提示が必要となります。

当日ご出席願えない場合は、事前に議決権行使書面を提出することにより議決権を行使することができます。

かかる場合は、左記の本集会が開催される日時までに議決権行使書面を後記五の送付先にご送付ください。

記

一　日　時　平成二十四年四月十七日（火曜日）午前一〇時〇〇分

二　場　所　東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階　田辺総合法律事務所

三　会議の目的たる事項

議案一　当社の平成二十四年一月三十日開催の臨時社員総会において決議された優先資本金の額の減少に対する資産の流動化に関する法律第百十一条第一項に基づく異議申述の件

当社の平成二十四年一月三十日開催の臨時社員総会において決議された優先資本金の額の減少について、本特定社債の特定社債権者のために資産の流動化に関する法律第百十一条第一項に基づく異議申述の機会を与えるため。

議案二　議案一の決議を執行する者として日本ＧＥ株式会社を選任する件

議案一に基づき当会社に対し異議を申述するため。

四　右議案の照会先

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号

新日石ビル一〇階

田辺総合法律事務所

担当　弁護士　内藤亜雅沙

電話番号　〇三―三二一四―三八一一

五　証明書の送付又は提示先並びに議決権行使書面の送付先

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

安土特定目的会社

平成二十四年三月二十六日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

安土特定目的会社

取締役　久保　孝博

第56期決算公告

平成24年3月23日　広島市南区出島２丁目22番37号

株式会社シーゲートコーポレーション

代表取締役　小田　和之

貸借対照表の要旨　（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,360,869	流動負債	2,640,185
固定資産	5,822,951	固定負債	2,067,365
		株主資本	3,477,710
		資本金	270,000
		資本剰余金	3,286
		資本準備金	3,286
		利益剰余金	3,204,423
		利益準備金	64,213
		その他利益剰余金	3,140,210
		（うち当期純利益）	(312,490)
		評価・換算差額等	△ 1,439
		その他有価証券評価差額金	△ 1,439
資産合計	8,183,821	負債・純資産合計	8,183,821